

かながわ県民活動サポートセンター協議会要綱

(趣旨)

第1条 かながわ県民活動サポートセンター協議会（以下「協議会」という。）は、利用者の意見をかながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営に反映させ、県民に開かれたものとするとともに、利用者の自主的な活動を一層促進するため設置する。この協議会では、利用者とサポートセンターが対等に協議を行うものとする。

(役割)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) サポートセンターの運営及び利用についての協議
- (2) 幅広く意見交換を行う交流の場の企画運営
- (3) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会は、次項に掲げる者から構成される。

2 (1)利用者委員

20名以内とし、サポートセンター利用者若しくは今後利用する意思のある者の中から公募により選任し、任期は2年とする。

なお、任期途中であっても上限20名の範囲内で追加することができる。

(2)サポートセンター委員

2名とし、所長、ボランティア活動サポート課長とする。ただし、必要があるときは関係課長等が出席する。

3 利用者委員の公募規定については別に定める（任期途中に追加を行う場合にあっては、同規定に準じて選任手続きを行う）。

4 委員が途中で替わるときは、任期は前任者の残任期間とする。

5 任期途中からの場合の任期は、協議会において承認された日から属する期の末日までとする。

(役員)

第4条 協議会に、会長と副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議事進行を行う。

2 協議会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会運営のための委員会を設け、会議の日程、協議事項等について事前に調整することができる。

4 協議会に部会を設けることができる。

5 委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は、一般の傍聴を認めるとともに、会議結果は公開する。

7 協議会の出席については報酬及び旅費等は支給しないものとする。

(事務局)

第6条 協議会の円滑な運営に資するために事務局を設ける。

2 事務局は、サポートセンター内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

- 1 第3条第2項2の(1)の規定にかかわらず、第2期利用者委員の任期は平成17年11月4日から平成20年3月31日までとする。
- 2 この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。